

政令第二百九十五号

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項中「百人」を「五十人」に改める。

附則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

理 由

短時間労働者に係る健康保険の適用事業所の範囲が拡大されることを踏まえ、特定地方独立行政法人等のうちその使用する短時間勤務者が地方公務員共済制度の組合員となるものの範囲を拡大する必要があるからである。